

船舶事故調査報告書

平成28年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年1月11日 02時11分ごろ
発生場所	和歌山県串本町潮岬南西方沖 潮岬灯台から真方位244° 11.6海里付近 (概位 北緯33° 21.2′ 東経135° 32.8′)
事故の概要	自動車運搬船GENTLE LEADERは、西北西進中、また、ヨットCITY RHYTHMは、帆走で北東進中、両船が衝突した。 CITY RHYTHMは、右舷側ハンドレールに曲損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年1月11日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 自動車運搬船 GENTLE LEADER (バハマ国籍)、57,692トン 9391567 (IMO番号)、GENTLE MARITIME LIMITED B ヨット CITY RHYTHM、不詳 不詳、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A (ブルガリア共和国籍)、締約国資格受有者承認証 船長 (バハマ国発給) 航海士A (ブルガリア共和国籍)、締約国資格受有者承認証 一等航海士 (バハマ国発給) B 船長B (大韓民国籍)、免状不詳 当直者B (大韓民国籍)、免状不詳
負傷者	なし
損傷	A なし B 右舷側ハンドレールに曲損、ジブセールに破損、ステイに破断等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期、波高 約2m
事故の経過	A船は、約14ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で航行中、操船に当たっていた航海士Aが、左舷船首方に弱い緑灯を認めた。 航海士Aは、レーダー画面上に他船の映像を認めなかったため、針路及び速力を保持して西北西進中、視認した緑灯が本船の船首を横切る態勢で動いていたので、手動操舵に切り替えて右舵一杯としたところ、A船の左舷至近をB船が通過するのを認めた。 B船は、当直者Bが1人で当直に当たり、帆走により約2knの速力で北東進中、当直者Bが目前に接近しているA船に気付くと同時にB船の船首部とA船とが衝突した。

分析	<p>A船は、航海士Aが、B船の灯火を視認したものの、見張りを適切に行っていなかったことから、針路及び速力を保持して航行したものと考えられる。</p> <p>B船は、当直者Bが、見張りを適切に行っていなかったことから、衝突直前までA船に気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船の航海士A及びB船の当直者Bが、共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・航行中は、常時見張りを適切に行うこと。